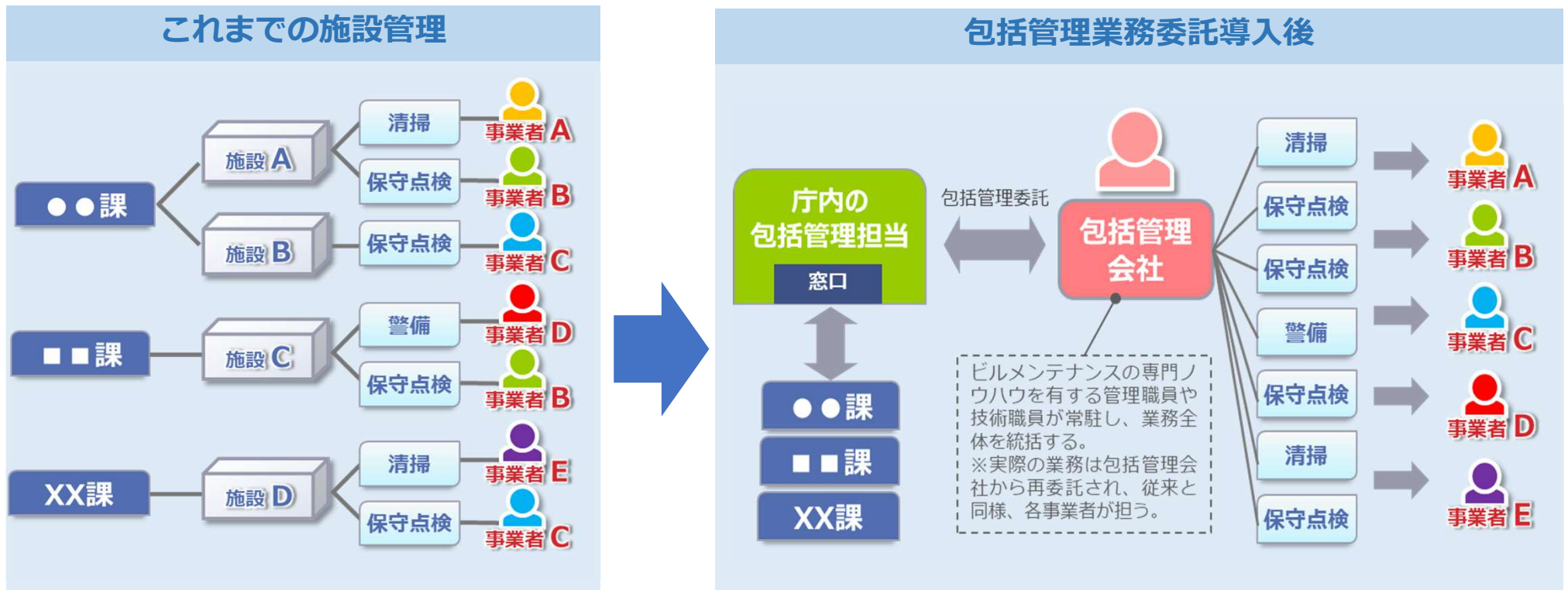


# 1 公共施設包括管理業務委託とは

公共施設の包括管理とは、複数の公共施設の維持管理業務（設備保守点検や清掃業務、日常修繕業務など）を、施設管理の技術的なノウハウや専門知識を有する民間事業者に包括的に委託し、統一的な考え方による適切な維持保全を目指す手法です。



## 2 業務体系イメージ



すべての業務を受託業者が実施するのではなく、これまで部署ごと、施設ごとに実施していた維持管理業務を、受託業者が包括的に管理しながら、事業者の皆さまへ再委託することを前提に実施します。そのため、皆さまの受注機会がなくなるわけではありません。

# 3 包括管理業務委託の導入内容

## (1) 対象施設（131施設）

庁舎、コミュニティセンター、図書館、博物館、学校、幼・保・こども園などの市直営施設

## (2) 対象業務

	実施業務	実施内容
①	保守点検等業務	電気工作物、消防用設備、空調設備、エレベーター、自動ドア、受水槽、建物定期清掃、機械警備 など
②	修繕業務	建築物及び設備等に関する修繕で、1件あたり130万円以下の修繕が対象（施設敷地内の外構なども対象）
③	巡回点検業務	各施設の定期的な巡回点検による汚損・破損のチェック

## (3) 委託期間

2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

## 4 導入により期待する効果

### 課題

これまでは、維持管理や修繕を個別に発注し、各部署の職員が事務処理等を行っていた

- 施設や部署によって維持管理水準にバラつきが生じる
- 予算要求・業者選定・検査・支払いなど、市職員の多大な事務負担が発生する
- 施設の老朽化が進み、不具合が増加する一方で、専門知識を持つ市職員を十分に配置しきれない



### 効果

包括管理会社が専門ノウハウを活かし、市内全体のマネジメントを行う

- 維持管理業務の水準・品質が統一され、点検・保守等の不備や抜け漏れが解消される（⇒安全性の向上）
- 市職員の事務負担が大幅に軽減される（⇒業務の効率化）
- 専門ノウハウを活かしたアドバイスや巡回点検が実施される（⇒施設の長寿命化に寄与）